

事業継続力強化支援事業の目標

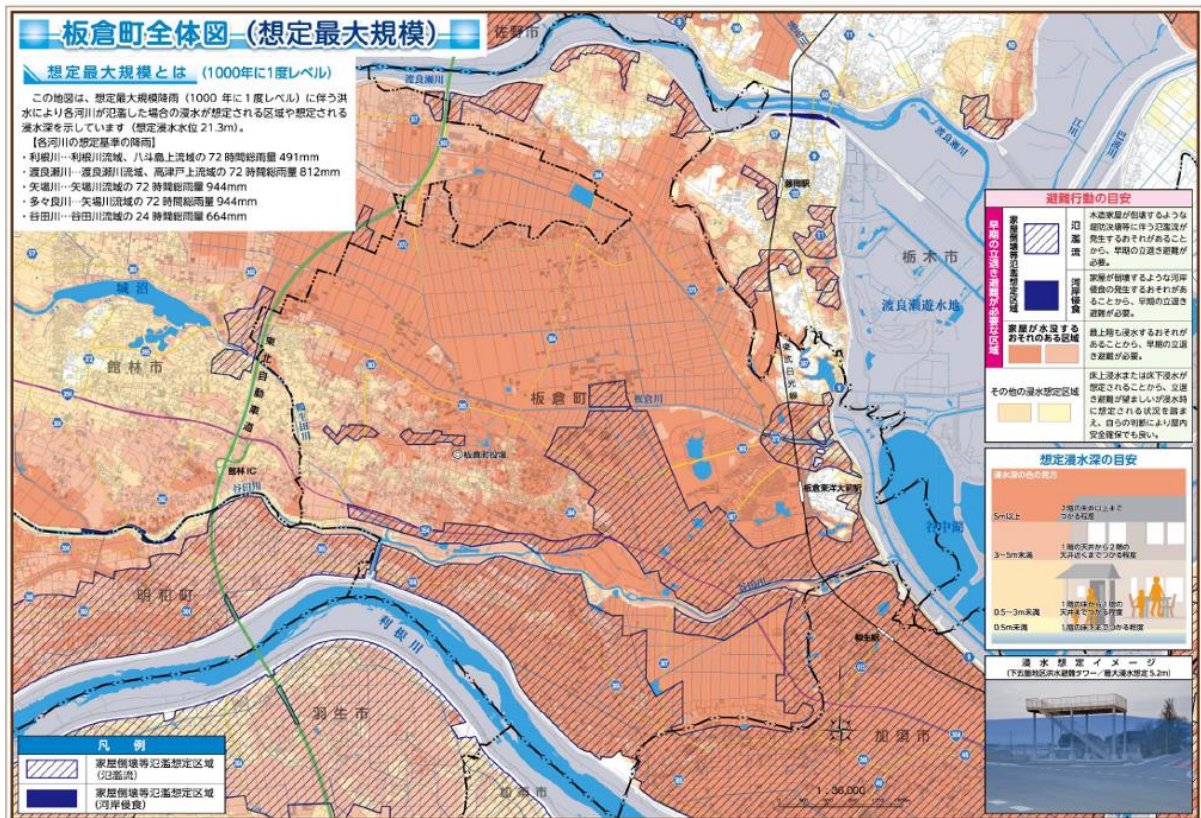
I 現状

東毛低地の最東端を占める板倉町は、南北を利根川と渡良瀬川に挟まれた河間の平野で、町域は東西約 8.5km、南北約 9.7km である。町内の地盤高度は、おおむね標高 13m～25m を示し、最高点は北海老瀬の加茂神社付近で、最低点は海老瀬・中新田付近となり、ここは県内で最も低い土地である。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

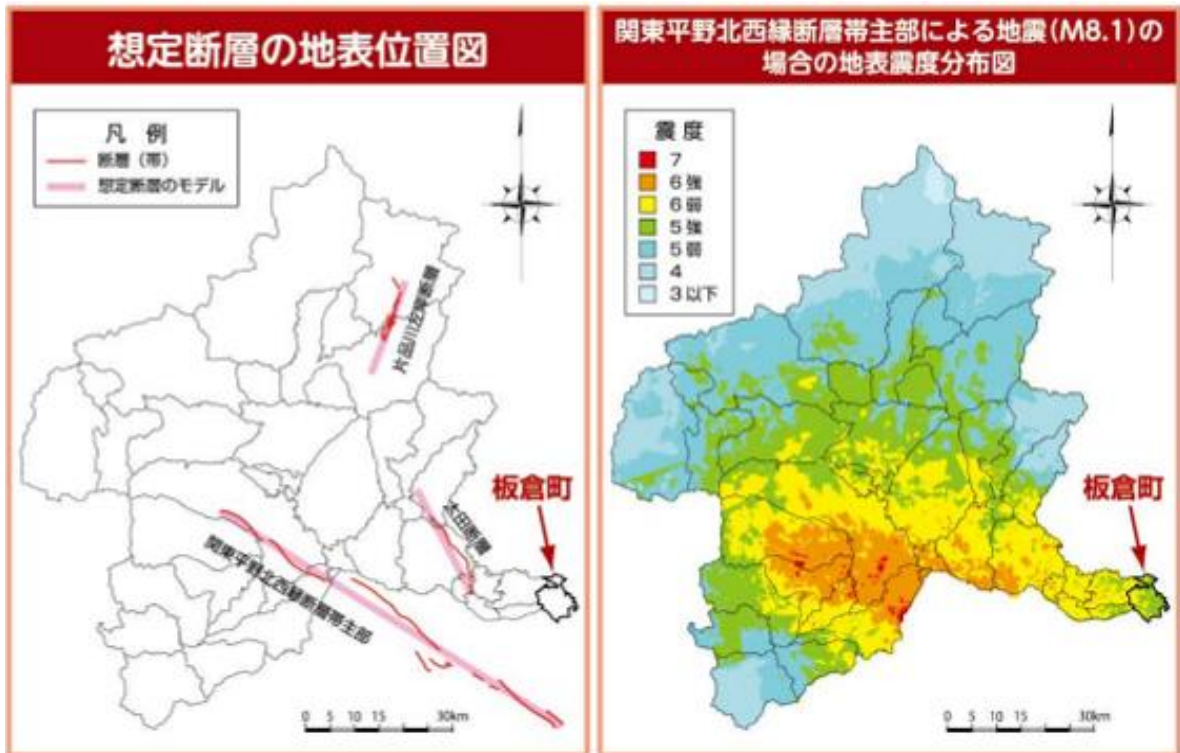
板倉町では、国が示す想定最大規模の 1,000 年に一度の降雨（大規模水害）によると、旧北小学校付近（大字西岡）及び東小学校付近（大字海老瀬）の高台を除く、町内のほぼ全域が浸水し、全世帯の 95%が避難対象世帯となる想定である。



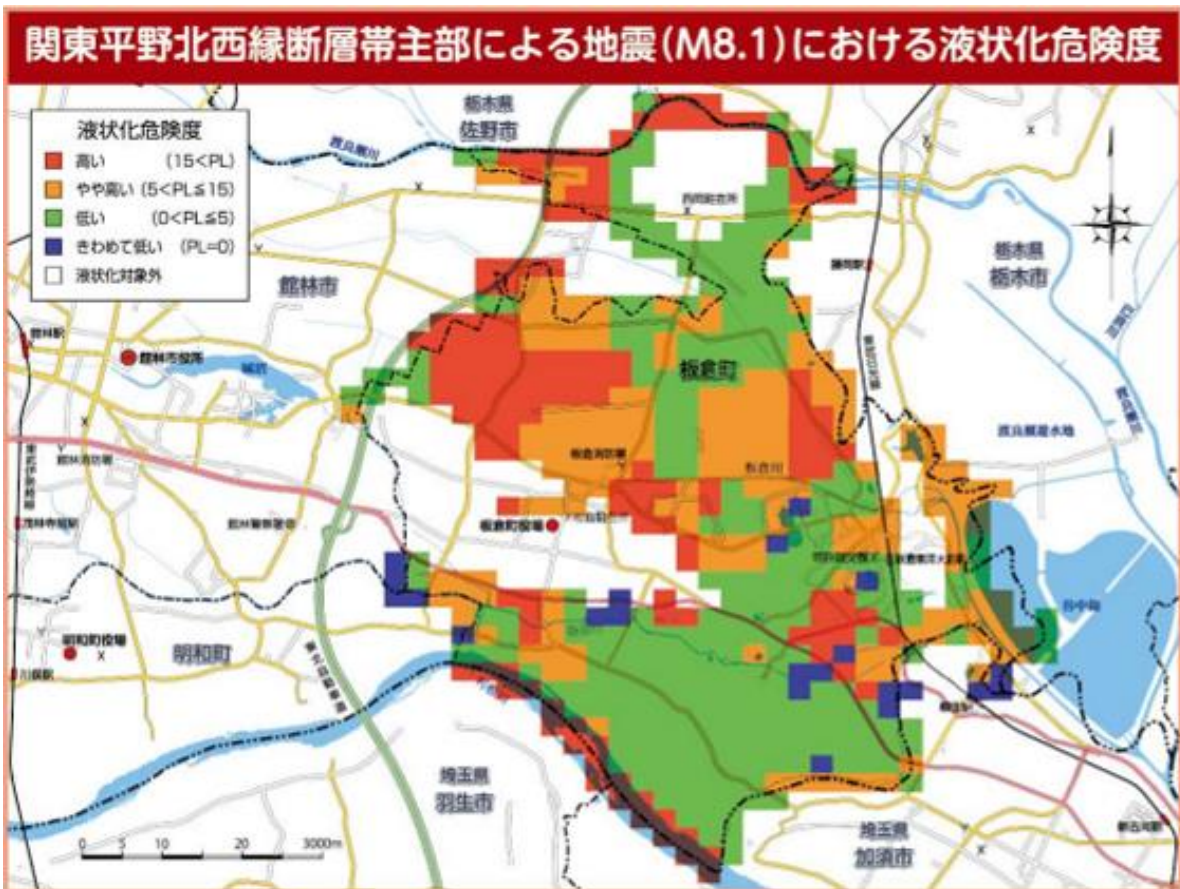
出典：板倉町防災マップ（洪水ハザードマップ、令和 2 年 6 月発行 P19～20）

(地震リスク)

「群馬県地震被害想定調査（平成 24 年 6 月）」によると、板倉町では関東平野北西縁断層帯主部による地震により、マグニチュード 8.1、最大震度 6 弱の地震発生（発生確率は低い、あるいは不明）が予想されている。



出典：板倉町防災マップ（地震対策、令和 2 年 6 月発行 P26）



出典：板倉町防災マップ（地震対策、令和 2 年 6 月発行 P26）

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が発生した場合には、全国的かつ急速なまん延により、本町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

町では、昭和22年のカスリーン台風による大規模水害により、人的被害に加え、町の広範囲において住家等の浸水被害が発生した。

これを契機として、国や県では、カスリーン台風と同規模の洪水に対応するため、利根川や渡良瀬川の河道拡幅工事、堤防強化や排水機場の整備等の治水対策が進められてきたことにより、カスリーン台風以降、大規模な水害は発生していない。

令和元年東日本台風では、カスリーン台風と匹敵する雨量が2日間で降ったことにより、町として初めて避難指示を発令し、4,000人を超える町民が避難を行った。その後町では、国が示す想定最大規模の1,000年に一度の降雨（大規模水害）を想定したうえで、町民の生命・財産を守るための対策として、町外の安全な場所への広域避難の推進や不足する町内の避難場所の整備等を進めている。

(本町における自然災害の被害状況)

No.	時期、区分	被災地	被害状況
1	明 43.8.10 ~ 14 大水害	海老瀬村、伊奈良村、大箇野村	(概要) 利根川及び渡良瀬川の数カ所で堤防が決壊し、行方不明者1名をだし、長期間浸水したため農作物の被害は甚大であった。 (要因、対応等) 利根川・渡良瀬川の改修と堤防の補強工事を促進させるため、沿岸の町村で「渡良瀬川水害予防組合」を結成、政府に要求した。また、渡良瀬川沿岸では、洪水がでるたびに足尾銅山から排出される鉱毒水のため、農作物が枯渇し、人体にも影響がでてきた。そのため根本的な治水事業が検討され、河川改修と堤防の補強、遊水池を造成することになったが、その結果、栃木県谷中村の強制買収が行われ、他方、水害罹災農民の北海道への集団移住も行われた。
2	昭22.9.15 カスリーン台風による水害	海老瀬村、伊奈良村、大箇野村、西谷田村	(概要) 関東地方一帯に襲来したカスリーン台風により利根川、渡良瀬川が増水氾濫した。板倉町では、渡良瀬堤防が2箇所決壊し、死者4名、負傷者50名、流失全家屋82戸、流失半壊家屋34戸、床上浸水677戸、床下浸水345戸等の被害をもたらした。 (要因、対応等) カスリーン台風の被害が大きかった理由として、未曾有の降雨量により利根川の計画高水位を上回ったこと、利根川上流域の戦時中からの森林の乱伐により川水がより異常に土砂を含み破壊力が強かったことが原因といわれている。

(2) 商工業者の状況

(平成28年度経済センサス活動調査、平成30年6月28日公表結果に基づき県が独自集計)

- ・ 商工業者等数 536人、小規模事業者数 442人

【内訳】

No.	業種	商工業者数	備考(事業所の立地状況等)
1	建設業	116	地域内に広く分布している
2	製造業	102	地域内に広く分布している
3	卸売業	22	地域内に広く分布している
4	小売業	74	地域内に広く分布している
5	飲食・宿泊業	32	地域内に広く分布している
6	サービス業	119	地域内に広く分布している
7	その他	61	地域内に広く分布している

※ 商工業者数の総数には「定款会員になり得る商工業者以外」の事業者も含まれているが、業種別内訳(左表)は、群馬県商工会連合会「商工会の現況」調査によりこれを含めていない。

(3) これまでの取組み

1) 当町の取組み

- ・ 板倉町地域防災計画の策定
- ・ 防災訓練、避難訓練の実施
- ・ 防災マップの作成及び周知
- ・ 民間企業や自治体など大規模災害時の応急・復旧活動を円滑に進めるための協定や覚書の締結
- ・ 食料、飲料水、仮設トイレ、簡易トイレ、非常用電源、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要なマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の備蓄

2) 当会の取組み

- ・ 「事業継続計画」の策定、会員被災情報の収集
- ・ 事業継続力強化計画（以下「BCP」という。）に関する国の施策の周知
- ・ 自然災害後の会員被災状況の確認と板倉町及び群馬県商工会連合会への報告
- ・ 当会会員向けの保険制度の周知と加入促進

II 課題

現状では、当会として平成 30 年に「事業継続計画」を策定し、整備を図ったものの、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての行動体制やマニュアルが共通の認識として理解されておらず、形式上のものとなっている。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（国内感染者発生期）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して次の事業を実施する。

< 1 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報（デマ）に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の策定

- ・ 当会は、平成30年に「事業継続計画」を策定（別添は最新版）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 事業継続計画策定に精通したぐんま共済協同組合との連携を強化し、管内小規模事業者を対象にした「事業継続計画策定セミナー」や損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナーの共催等推進を図る。

4) フォローアップ

- ・ 地区内小規模事業者の事業継続計画や事業継続力強化計画の策定・認定状況を確認、把握し、個別にフォローアップを図る。その状況によっては、ぐんま共済協同組合や群馬県商工会連合会が連携する支援機関との協力体制において、策定支援を講じる。
- ・ 群馬県商工会連合会と各支援機関での取組等について情報共有を行うとともに改善点や効果的な支援策を協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（令和元年台風第19号と同規模）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで次の手順にて地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 24 時間以内に職員の安否報告を行う。また、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と当町で共有する。
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、板倉町における感染症対策本部設置に基づく当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

※ 連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により当会と当町は次の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1 週間	1 日に 1 回以上共有する
2 週間～4 週間	適時、共有する
1 カ月以降	適時、共有する

- ・ 当町で取りまとめた「板倉町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

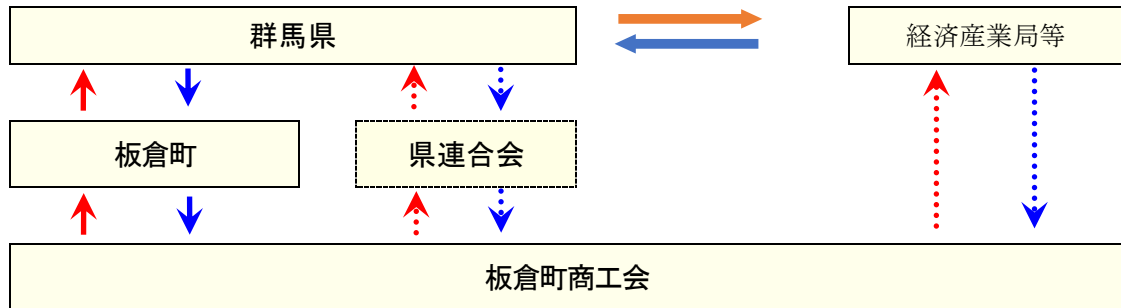
< 3 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 2 次被害を防止するため、板倉町の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・ 当会と当町との情報を共有したうえで、当町が群馬県へ報告する。

- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を当町が群馬県へ報告する。

※ 当会が当町と情報共有のうえで作成する報告書は、別紙（実態調査票）を参照とする。

（連絡ルート）



※ 塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとして記載

< 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 当会と当町で協議のうえ、災害に対する相談窓口の開設を行う。国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国・県・町の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

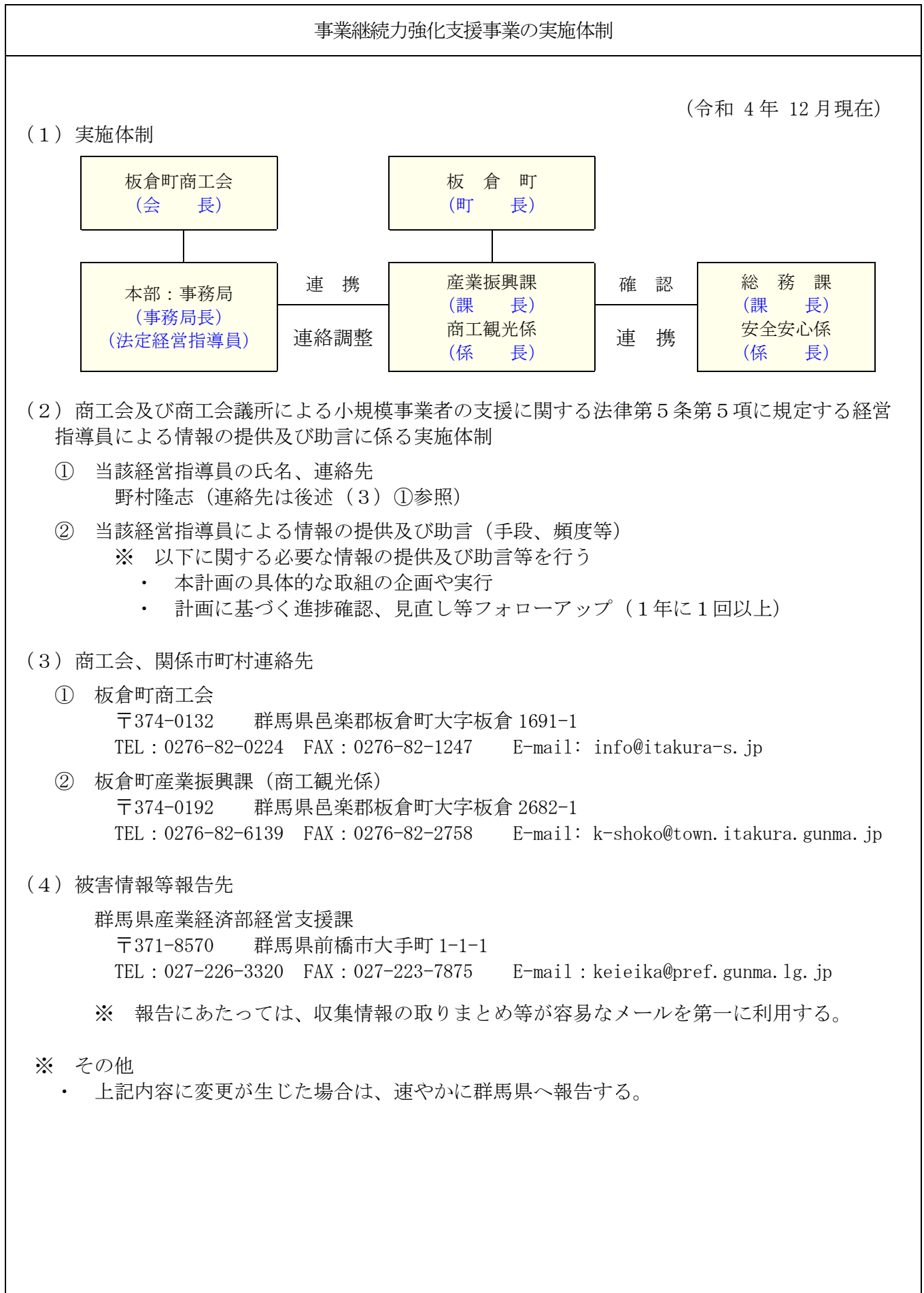
- ・ 国、群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・チラシ等作成費	30	30	30	30	30
・その他経費	20	20	20	20	20

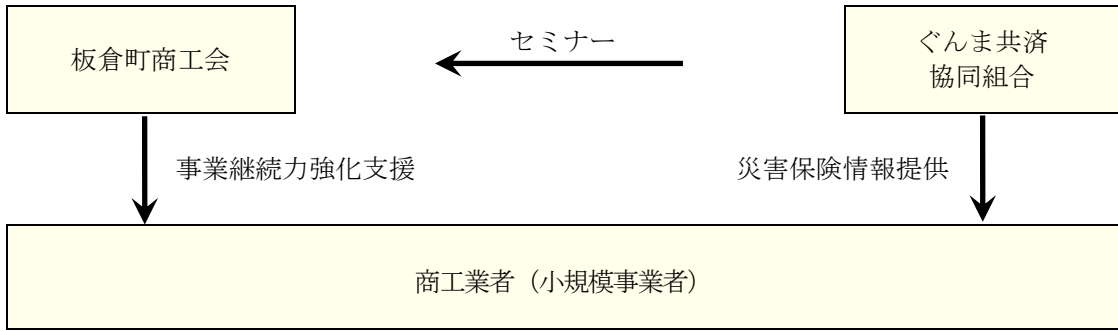
(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、国補助金、県補助金、町補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
ぐんま共済協同組合 住 所： 〒371-0841 前橋市石倉町 4-9-10 代表者： 理事長 田部井 俊勝
連携して実施する事業の内容
① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② 小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③ 災害時の地区内小規模事業者に対する専門的支援
連携して事業を実施する者の役割
〈 連携者名 〉 ぐんま共済協同組合 太田支店 住 所： 〒 373-0853 太田市浜町 3-6 太田商工会議所会館内 4階 代表者： 支店長 小芝 充宏 ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② 小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ、 事業継続計画策定セミナー及び個別相談会の実施 ③ 災害時に活用できる保険商品等の案内
連携体制図等
〈 連携体制図等 〉 

実態調査票（ ） ※（ ）内には、〇年台風〇号等の災害名を記載

団体名	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

被害合計金額

¥0

事業所名	住所	業種	従業員数	操業(営業)停止 (有・無・復旧)	被害額 ※事業の再建に必要な額、おおよそ可	(被害額内訳)					被害状況 ※被災状況がつかめる内容 ※操業停止した場合は、おおよその期間(見込みでも可)を記載
						土地 (堆積土砂排除費・整地費) (事業用資産に限る)	建物 (事業用資産に限る)	機械設備	車両 (事業用資産に限る)	商品、原材料、仕掛品等	
(例)〇〇株式会社△△営業所	〇〇町△△	製造業	5	有	¥25,000,000	¥0	¥5,000,000	¥10,000,000	¥10,000,000	¥0	・建屋損壊に伴い加工設備(2台)が被害 ・1週間程度操業停止
(例)有限公司〇〇	〇〇町△△	卸売業、小売業	5	無	¥1,500,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥1,500,000	店舗の床上浸水に伴い商品が破損
(例)△△旅館	〇〇町△△	宿泊業、飲食サービス業	5	有	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	建物の直接的な被害はないが、県道の寸断により、半年程度は営業再開できない状態(損失は、約2,000万円)
1					¥0						
2					¥0						
3					¥0						
4					¥0						
5					¥0						
6					¥0						